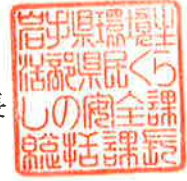


県 く 号 外  
令和2年 11 月 11 日

(一社) 岩手県獣医師会長 様

岩手県環境生活部県民くらしの安全課総括課長



野鳥での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応について

本県の動物愛護管理行政の推進につきまして、日頃から多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【食の安全安心担当 佐藤 TEL:019-629-5323】



事務連絡  
令和2年11月5日

都道府県・指定都市・中核市  
動物愛護管理主管部（局）長 殿

環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室長

野鳥での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う動物園等における  
高病原性鳥インフルエンザへの対応について

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、香川県三豊市の採卵鶏農場の採卵鶏において、高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）の疑似患畜が確認されました。については、10月30日の北海道の野鳥糞便での確認も踏まえ、国内複数箇所での発生となることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルが「対応レベル3」に引き上げられたところです。

動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応については、先般、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」に基づき、早期発見、ウイルスの拡散防止・防疫措置等について、万全を期すようお願いしたところですが、目下の情勢を踏まえ、その徹底をよろしくお願いいたします。

また、高病原性鳥インフルエンザにかかる情勢の変化がみられた場合には、速やかに当方までお知らせくださいますようお願いいたします。

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室  
電話：03-3581-3351 FAX：03-3508-9278  
担当：田口（内線 6654）、友野（内線 7412）  
直通：03-5521-8331  
緊急連絡先：080-2255-3178

## 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

令和2年11月5日（木）

令和2年11月5日、香川県三豊市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の報告がありました。この報告を受け、発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

また、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル3」に引き上げます。

### 1. 経緯

- 11月4日（水）
- ・香川県は、死亡採卵鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
  - ・同日、当該採卵鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- 11月5日（木）
- ・当該採卵鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5 亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

### 2. 今後の対応

- (1) 発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。
- (2) 香川県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを、本日付けで「対応レベル3」に引き上げ、監視を強化します。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載) に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。

### 3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

(2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2017yachotonosessikata.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

**【取材について】**

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

**【参考情報】**

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室

直通 03-5521-8285

代表 03-3581-3351

室長 川越 久史 (内線 6470)

企画官 立田 理一郎 (内線 6465)

係長 小西 美代 (内線 6477)

担当 近藤 千尋 (内線 6676)